第２　課徴金調査等

１　課徴金制度の目的

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年４月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得額を基準に法定されている。

この課徴金制度の導入に伴い、平成17年４月１日、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、証券監視委に課徴金調査・有価証券報告書等検査室が設置された。さらに、平成18年７月に「課徴金・開示検査課」に改組され、体制の強化が図られている。

証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第20条）。

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる。

２　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

平成20年６月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、課徴金の対象となる行為が新たに追加されるとともに、従来より対象となっていた違反行為に対する課徴金額が引き上げられたところ、現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

⑴　有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条）＊新設

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年12月12日以後に開始する募集・売出し等について適用。

⑵　虚偽の有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の２、旧金商法第172条）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

㈱　平成20年12月12日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、募集・売出総額の100分の１（株券等は２）。

⑶　有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第172条の３）＊新設

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）

㈱　平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

⑷　虚偽の有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第172条の４、旧金商法第172条の２）

課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）

（注１）　平成20年12月12日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、300万円又は発行者の時価総額の10万分の３のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）。

（注２）　継続開示書類に係る虚偽記載については、平成17年12月１日以降に提出された有価証券報告書等が対象。

なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200万円又は発行者の時価総額の10万分の２のいずれか大きい額と定められている。

（注３）　平成18年６月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、虚偽の四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成20年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

⑸　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の５）＊新設

課徴金額：買付総額の100分の25

㈱　平成20年12月12日以後に行われる買付け等について適用。

⑹　虚偽の公開買付開始公告を行い又は虚偽の公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の６）＊新設

課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25

㈱　平成20年12月12日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

⑺　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の７）＊新設

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年12月12日以後に報告期限が到来するものについて適用。

⑻　虚偽の大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の８）＊新設

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の１

㈱　平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

⑼　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の９）※　＊新設

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

⑽　虚偽の特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第172条の10）※　＊新設

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の2.25（株券等は4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑾　虚偽の発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）※　＊新設

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報を提供すべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

⑿　風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

㈱　平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為（風説の流布・偽計）の終了後１か月以内の売付け等（買付け等）の価額と違反行為直前の価額との差額。